

平成27年9月28日

我孫子市長 星野 順一郎 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己

ご請求いただいた費用に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「弊社事故」といいます。）により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

弊社は、現在、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、弊社事故によりご被害を受けられた皆さまへの賠償金のお支払いに取り組んでいるところでございます。

弊社事故により地方公共団体さまに生じた損害につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が決定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等を踏まえ賠償を鋭意進めております。

さて、平成27年8月21日に貴市より受領いたしました「放射能対策に要した費用の請求について（平成26年度分）」（環手第418号）につきまして、現在、ご請求いただいた項目について内容を確認させていただいておりますが、貴市に大変なご迷惑をおかけしておりますことを十分に認識し、一律的な判断をすることなく、これまで以上に貴市が被られた損害の内容やご負担された内容等を詳しくお伺いさせていただき、誠意をもって迅速かつ公正に対応してまいりますので、別紙のとおり引き続きご協議させていただきたくお願い申し上げます。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上



項目	弊社の考え方
<p>焼却灰処理等関係費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却灰処理費 ・ごみ焼却灰等放射性物質検査費 ・剪定枝木等チップ処分費 ・剪定枝木等チップ保管用ストックヤード整備・維持管理費 	<p>基本的には、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力事故により放出された放射性物質による環境への対処に関する特別措置法」もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされた費用のうち、必要かつ合理的な範囲を賠償対象とさせていただきます。</p> <p>現在、貴市から弊社書式によるご請求書およびその詳細資料を受理し、その内容について確認させていただいております。</p> <p>引き続き、貴市の被害状況を確認させていただきながら適切に対応してまいります。</p>
<p>人件費等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射能対策室職員人件費 	<p>職員対応費に係る賠償につきましては、弊社事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた業務を地方公共団体さまの職員さまが実施されたことにより、追加的な負担が発生し、その事実とその関係を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、必要かつ合理的な範囲が賠償金のお支払い対象となると考えております。</p> <p>現在、貴市から超過勤務命令簿等をご提示いただき、詳細の状況を確認させていただいております。</p> <p>引き続き、貴市の被害状況を確認させていただきながら適切に対応してまいります。</p> <p>なお、勤務時間内における人件費につきましては、追加的な支出が生じていないため、賠償対象外とさせていただきますと考えております。</p>